

秋田市都市緑化推進専門部会所掌事務について

都市緑化推進専門部会では、審議会が所掌する事務について、主に次に掲げる事務を処理しております。

1 都市緑化推進基本方針に関すること

都市緑化推進専門部会（以下、「部会」といいます。）では、秋田市都市緑化の推進に関する条例（以下、「同条例」といいます。）第2条に規定する都市緑化推進基本方針（秋田市緑の基本計画）について、調査、審議することとしております。

本市では、平成10年に秋田市緑の基本計画を策定し、その後、市町合併等のほか、緑を取り巻く社会情勢の変化により、地球温暖化対策や生物多様性の保全、防災・減災、さらには観光拠点など、緑が持つ多機能性に対する期待や求められる役割、重要性はますます高まってきたことから、これまでの緑の量的な確保や保全といった取組に留まらず、本市が有する多彩な緑を活かすことに視野を広げ、より魅力ある住みよい都市を目指すため、平成30年度に秋田市緑の基本計画を改定しております。

秋田市緑の基本計画では、基本理念として「みんなでまもるみどり」「みんなでつくるみどり」「みんなでそだてるみどり」「みんなでいかすみどり」の4つのみどりを基本理念として掲げております。

その基本理念の1つである「みんなでそだてるみどり」に係る施策として、「緑のまちづくり活動支援基金」を活用し、市民自らまちなかの身近なみどりと花を増やすための活動に対して、「花苗のための支援コース」「花と緑いっぱい活動支援コース」「保存樹の支援コース」により、事業費の1/2を助成し、活動を支援しております。



【秋田市緑の基本計画】



【町内の花壇への花苗植栽の様子】

また、地域の町内会等を中心に結成される公園愛護協力会では、公園や児童遊園地の草刈りや清掃など、地域住民の安全で快適な公園等の利用に向けて活動しており、市では、ごみ袋の支給や活動に応じた報償金の交付等により、支援を行っております。



【公園愛護協力会による活動の様子】

2 保存樹の指定、解除に関すること

部会では、同条例第9条の規定に基づき、都市緑化の推進のため、歴史ある樹木、美観上優れた樹木または貴重な樹木で保存することが必要な樹木を保存樹として指定、解除することについて、調査、審議、議決を行うこととしております。

令和6年3月末現在、本市が指定している保存樹は169箇所1,913本あります。



【昭和49年指定の千秋公園西側にある鷹の松】